

葉山町イエローチョーク作戦実施要綱

(目的)

第1条 この要領は、イエローチョーク作戦（以下「作戦」という。）の実施に関して必要な事項を定め、犬や猫のフン害を減らし、町民との協働によるマナー向上及び地域の美化推進に繋げることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) イエローチョーク 黄色いチョークをいう。
- (2) イエローチョーク作戦 道路上に放置された犬や猫のフンの周囲をイエローチョークで囲み、その横に発見日時を記すことによって、放置した飼い主に対し、困っている人や迷惑を被っている人がいることを伝えて自主的な回収を促す活動をいう。

(参加対象者)

第3条 作戦の参加対象者は、町民又は町内で活動する事業者及び団体とする。

(実施方法)

第4条 作戦の参加者は、次に掲げる方法により作戦を実施しなければならない。

- (1) 道路上に放置された犬や猫のフンの周囲をイエローチョークで囲む。
- (2) 当該フンの横に発見日時をイエローチョークで記入する。
- (3) 日時を変えて再度確認した際に、そのままフンが放置されていたときは確認した日時を、フンが除去されていたときは確認した日時とともに「なし」と記入する。

2 実施地域は、町内の参加者が居住する地域又は事業者及び団体が活動する地域とする。

(遵守事項)

第5条 作戦の参加者は、次に掲げる事項を遵守して作戦を実施するものとする。

- (1) 前条の実施方法に従うこと。
- (2) 道路以外の私有地や他人の管理地、町外では作戦を実施しないこと。
- (3) 自動車、歩行者等の通行の妨げとならないよう注意して実施すること。
- (4) 作戦を複数名で実施する場合には、他の参加者に対し前各号に掲げる事項を説明し、遵守させること。
- (5) 作戦の実施にあたり、町の指示に従うこと。

(届出)

第6条 作戦に参加しようとする者は、葉山町イエローチョーク作戦参加届出書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（受付）

第7条 町長は、前条の規定により届出書を受理したときは、当該届出をした者に対し、イエローチョークを配布する。

（その他）

第8条 参加者は、町が行う作戦の効果測定等の要請に応じるよう努めるものとする。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要領は、令和7年3月3日から施行する